

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行情）諮問第509号）

答申日：平成31年3月18日（平成30年度（行情）答申第490号）

事件名：特定部局における月ごとの業務の結果や成果等が記載された文書（特定年度分）等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年10月4日付け厚生労働省発総1004第4号により、厚生労働大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとすれば、根拠に基づいた予算要求等が出来ないなど、業務遂行が著しく困難となる。行政の説明責任の観点からも問題である。他行政機関に対する同文言の請求では不開示となった案件がなかった。厚生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられる。

（2）意見書

業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとすれば、根拠に基づいた予算要求や人員配置等が出来ないなど、業務遂行が著しく困難となります。行政事業レビューなど評価検討・進捗管理やPDCAサイクル等の取り組みをされていると思いますが、そのような取り組みにも支障をきたします。また、民主主義における健全な議論（費用対効果や何に重点的に税金を利用するかなど）が出来なくなります。人事評価規程の記載が理由説明書にあります。今回は、人事評価規程（業績評価書等）に関する文書に限定しての開示請求ではありません。他行政機関に対する同文言の請求では不開示となった案件がありませんでした。厚

生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

(1) 本件審査請求人である開示請求者（以下、第3において「請求者」という。）は、平成29年9月10日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、

- 「・ 月ごとの業務の結果や成果等が記載された文書。平成29年度分
 - ・ 週ごとの業務の結果や成果等が記載された文書。平成29年度分7月～9月分
 - ・ 日ごとの業務の結果や成果等が記載された文書。平成29年度7月～9月分
- （大臣官房，医政局，職業安定局，社会・援護局分に限る。地方支分部局分含む。）」

に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が平成29年10月4日付け厚生労働省発総1004第4号により不開示決定（原処分）を行ったところ、請求者は、これを不服として、同年10月12日付け（同月16日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象文書について

本件審査請求に係る開示請求は、「①月ごとの業務の結果や成果等が記載された文書（平成29年度分），②週ごとの業務の結果や成果等が記載された文書（平成29年度分7月～9月分），③日ごとの業務の結果や成果等が記載された文書（平成29年度分7月～9月）（大臣官房，医政局，職業安定局，社会・援護局分に限る。地方支分部局分含む。）」に関して行われたものである。

(2) 原処分の妥当性について

処分庁においては、厚生労働省人事評価規程（厚生労働省訓第30号）（以下「人事評価規程」という。）に基づき実施する業績評価により、業務の結果や成果について評価を行っている。

したがって、処分庁は「業務の結果や成果等が記載された文書」として、業績評価書を保有しているが、これらはいずれも半年ごとに作成されるものであり、月ごと，週ごと，日ごとには作成していない。

本件開示請求を受けて、大臣官房，医政局，職業安定局，社会・援護局において、請求者が求める行政文書を探索したが、該当する行政文書

を保有していないことが確認されている。

以上のことから、本件対象文書について、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えます。

(3) 請求者の主張について

請求者は、審査請求書の中で、「業務の結果や成果等が記載された文書が存在しないとすれば、根拠に基づいた予算要求等が出来ないなど、業務遂行が著しく困難となる。行政の説明責任の観点からも問題である。他行政機関に対する同文言の請求では不開示となった案件がなかった。厚生労働省でも特定すべき文書が存在すると考えられる。」として原処分の取消しを求めているが、これに対する処分庁の説明は上記(2)のとおりであるため、請求者の主張は失当である。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考えます。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年12月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 平成30年2月13日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 平成31年1月17日 審議
- ⑤ 同年3月14日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書を保有していないことについて、諮問庁の理由説明書(上記第3の3)の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し更に説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおりである。

ア 「業務の結果や成果等が記載された文書」については、政策評価に係る文書や行政事業レビューシートが該当するとも考えられるが、政策評価に係る文書や行政事業レビューシートは、いずれも年度単位で作成されており、「月ごと、週ごと、日ごと」の業務の結果や成果等が記載された文書ではないことから、本件開示請求の対象となる文書に該当しないと判断している。

イ また、厚生労働省においては、人事評価規程に基づき実施する業績評価により、職員個人の業務の結果や成果について評価を行っており、処分庁は「業務の結果や成果等が記載された文書」として、業績評価書を保有しているが、これらはいずれも半年ごとに作成されるものであり、「月ごと、週ごと、日ごと」には作成していない。

ウ 本件開示請求を受けて、大臣官房、医政局、職業安定局及び社会・援護局において、審査請求人が求める行政文書を探索したが、該当する行政文書を保有していないことが確認されている。

以上のことから、本件対象文書について、文書不存在により不開示とした原処分は妥当であると考えられる。

- (2) 当審査会において、公表されている「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画（平成29年度）」及び「行政事業レビューの実施等について（平成25年4月5日閣議決定）」を確認したところ、政策評価及び行政事業レビューは、年度単位で行うこととされており、月ごと、週ごと又は日ごとに行うこととはされていない。

また、諮問庁から人事評価規程の提供を受けて確認したところ、厚生労働省職員の業績評価については、毎年10月1日から翌年3月31日まで及び4月1日から9月30日までの期間について行うこととされており、月ごと、週ごと又は日ごとに行うこととはされていない。

- (3) 上記(2)を踏まえると、厚生労働省においては、業務の結果や成果等が記載された文書として、政策評価に係る文書、行政事業レビューシート及び人事評価規程に基づく業績評価書を保有しているが、政策評価に係る文書及び行政事業レビューシートは年度単位で作成され、人事評価規程に基づく業績評価書は半年ごとに作成されるものであり、月ごと、週ごと、日ごとに作成しているとは認められないため、本件対象文書を保有していないとする上記(1)の諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえず、これを覆すに足りる事情も存しない。

したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有していないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子、委員 葭葉裕子、委員 渡井理佳子

別紙

- ・ 月ごとの業務の結果や成果等が記載された文書。平成29年度分
- ・ 週ごとの業務の結果や成果等が記載された文書。平成29年度分7月～9月分
- ・ 日ごとの業務の結果や成果等が記載された文書。平成29年度7月～9月分
(大臣官房，医政局，職業安定局，社会・援護局分に限る。地方支分部局分を含む。)